

「これからの高等学校教育のあり方研究会」

報 告 書

令和3年5月

全国知事会文教・スポーツ常任委員会
これからの高等学校教育のあり方研究会

— 目 次 —

I はじめに	1
II 高等学校教育の現状と課題	2
III 目指すべき方向	
(共通認識) ～高等学校はどのような学びの場であるか～	4
1 高等学校の魅力化・特色化について	5
2 高等学校の卒業時期及び修業年限の柔軟化について	7
3 大学の入学時期及び企業等の採用時期の柔軟化について	9
4 学校間連携の促進について	12
5 「オンライン教育」と「対面指導」のベストミックスについて	13
IV ICTを活用した教育・オンライン教育に係る効果検証	
1 ICTを活用した学び	15
2 臨時休業中、学校再開後のICT活用状況	16
V 提言 (イメージ)	
これからの高等学校教育のあり方に関する提言 (イメージ)	17
VI 資料編	
○これからの高等学校教育のあり方研究会設置要綱・委員名簿・開催実績	20
○会議資料	23
第1回 第2回 第3回	
○関係法令等	30

I はじめに

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年（2020年）3月、全国一斉に学校の臨時休業を実施したことに伴い、子どもたちの学びをいかに保障するかが大きな課題となった。その対応策の1つとして、秋季入学制度の導入について、全国的に議論が巻き起こったところである。

秋季入学に関する議論は、これまでも様々な形で行われてきたが、全国知事会としては、学校休校の長期化に対する不安の解消や子どもたちのグローバルな活躍に資するものとなる一方で、就職の時期や行政・企業の会計年度なども含め、社会に幅広い影響を及ぼすことになるため、政府において、国家的重要課題として各界各層を交えて国民的な骨太の議論を行うよう求めてきた。

令和2年6月には、政府において、制度としての秋季入学は直ちに導入しない方針が示されたが、今回、国民的な議論を行う土壌ができたことから、グローバル化に対応した教育や公正で個別最適な学びを進める観点から、丁寧な検討を進め、国として一定の方向性を示すべきと考える。

大学については、既に4月入学と9月入学の併用等の形で秋季入学が行われていることから、全国知事会としては、まずは、大学の秋季入学の拡大やそうした取組に対する支援を、政府として検討するよう令和2年6月に提言した。

併せて、高等学校については、各都道府県等の学校設置者が主体となって、生徒一人ひとりの多様な実情やニーズに応じた学びの実現に向け、新しい時代に対応する高等学校教育のあり方を考え、改革を進めていく必要がある。

本研究会では、大学の秋季入学拡大等を視野に入れたこれからの高等学校教育のあり方や高等学校における秋季入学導入を研究テーマとし、「高等学校はどのような学びの場であるか」という前提を踏まえながら、今後の高等学校教育が目指すべき方向について、幅広い視点で議論した。

また、教育行政を語る上で、科学的エビデンスやデータに基づく議論が不可欠であることから、高等学校における公正で個別最適な学びを実現するツールとしての、ICTを活用した学びの効果検証に取り組むこととした。



顕在化した課題

《学びの質》

- ・詰め込みによる質の低下
- ・履修への偏重
- ・ICT環境による教育格差
- ・オンライン学習の評価

《生徒の自主的活動》

- ・文化祭、部活動などの活動制約
- ・新入生の集団作りや人間関係形成への影響

《進路活動》

- ・新型コロナウイルス感染症第2波、第3波下の大学入試への対応
- ・就職活動への影響

《新型コロナウイルス感染症第2波、第3波に備えた準備（公立・私立共通事項）》

- ・「オンライン学習」と「学校での対面授業」を効果的に組み合わせた、新たな学びのスタイルの構築
- ・学校のインターネット回線、指導者用端末、生徒貸出用端末等の整備
- ・分散登校による授業や行事等に対応するため、校内すべての教室に大型ディスプレイや教室用タブレットを準備
- ・教職員のICTスキル向上研修の実施

《国への要望》

- ・単位認定等に係る柔軟な対応
- ・オンライン授業を授業時数として扱うことができるよう制度の検討
- ・主体的、対話的で深い学びの実現のための教員定数改善
- ・高等学校における一人一台端末整備の促進と整備後のランニングコスト等に係る継続的な財政支援
- ・家庭でのインターネット通信費に係る財政支援

Ⅲ 目指すべき方向

(共通認識)

高等学校はどのような学びの場であるか

(1) 目指すべき方向

- 高等学校は、義務教育機関ではないものの、今日では、中学校を卒業したほとんどの生徒が進学する教育機関であり、(高等学校進学率 98.8% 「学校基本調査 R2. 3」) 生徒一人ひとりが、義務教育の内容をきちんと確認した上で、さらに自分の進路を決定していくための学びを保障する必要がある。
- 義務教育期間の学びが多様であるから、高等学校における学びも多様でなければならない。
- 都道府県等学校設置者の裁量によって、学習指導要領に規定されている内容の上乗せは可能であるが、最低基準をどう保障するかということが最も大きな課題である。
- 初等中等教育最後の教育機関として、生徒に基礎的な学力を習得させ、世の中に送り出すことは、すべての高等学校の共通の責務である。
- 高等学校がその責務を果たすための具体的な方策については、生徒の現状を最も把握している学校現場で考えるべきである。

(2) 具体的な方策

- 生徒一人ひとりにこれからの時代に必要な資質・能力を育成するため、
 - 1 高等学校の魅力化や特色化
 - 2 高等学校の卒業時期及び修業年限の柔軟化
 - 3 学校間連携の促進
 - 4 オンライン教育と対面指導のベストミックスを進める。

【国への要望】

- ◆ 都道府県や市町村等の学校設置者や学校の自由度を高めるとともに、学校現場がリーダーシップを発揮しながら、多様で柔軟な教育活動を展開できるよう、必要な制度改正、現場の取組に対する人的・財政的支援を充実する

1 高等学校の魅力化・特色化について

(1) 現状

- 高等学校の学科及び教育課程に関する事項は、文部科学大臣が定める。
- 高等学校の教育課程は、学校教育法施行規則別表第3に定める各教科に属する科目、総合的な探究の時間及び特別活動によって編成する。
- 高等学校の教育課程については、学校教育法及び学校教育法施行規則に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する高等学校学習指導要領によるものとする。(H30 文部科学省告示第68号全部改定公示、R4.4.1 施行)
- 高等学校の全日制課程は、学習指導要領に規定する教科・科目を年間30単位、3年間で90単位履修することを標準とし、各教科での必履修科目及び総合的な探究の時間を38単位以上設定することが義務付けられている。
- 学習指導要領に定められている各教科・科目の標準単位数については、原則として変更が認められない。
- 校長は、教育上有益と認めるときは、次に掲げる学修を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。
 - ◇ 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修
その他の教育施設等における学修で文部科学大臣が別に定めるもの
→大学、高等専門学校における科目等履修生としての学修等
 - ◇ 地域及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるもの
→英検、数検等
 - ◇ ボランティア活動その他の継続的に行われる活動（当該生徒の在学する高等学校の教育活動として行われるものを除く。）に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの
→ボランティア活動、就業体験(インターンシップ)等
 - ◇ 高等学校卒業程度認定試験の合格科目
 - ◇ 高等学校の別科における学修
 - ◇ 定通併修による単位認定
- 上記「みなし単位」として与えることのできる単位数の合計数は36を超えない。
- 文部科学大臣が、高等学校において、地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある、かつ文部科学大臣が定める基準を満たしていると認める場合においては、高等学校学習指導要領の全部または一部によらないことができる。
- 特別免許制度や特別非常勤講師制度により地域の人材や専門分野の社会人を学校現場に迎え入れることが可能である。

(2) 目指すべき方向

『より分権型の教育制度』

- 災害や感染症等、何が起きても学校が柔軟に対応できるよう、学校ごとの特色化や学校システムの柔軟化を図ることが必要である。
- 基盤整備など全国一律でやるべきところは国が、地域の自主性・多様性に委ねるところや教育の中身は、より生徒に近い地方が権限を持つことが望ましい。
- そのため、校長やスクールマネジメントを担当する者のリーダーシップを鍛えるとともに、学校設置者は、校長等がリーダーシップを発揮できるような人材配置や環境整備を行うことが重要である。
- また、生徒の多様な学びを実現するため、高等学校卒業程度認定制度や英検・数検など、様々な民間の資格試験による「みなし単位」制度を有効に活用できるよう、制度の十分な周知と現場の理解が求められる。
- そのほか、令和3年9月に創設が予定されているデジタル庁（仮称）等と連携し、デジタル人材を地方で育成するカリキュラムを作成するなど、高等学校において学ぶべきことを、時代の変化や社会の情勢に合わせて柔軟に変化させていくことも必要である。

『社会に開かれ、地域と高校生が協働できる教育課程』

- 実社会において役立つ教育を実現するためには、高校生が地域や社会に出て学ぶことが重要である。
- 地域ぐるみのキャリア教育や地域の課題発見・解決能力の育成については、「学校の特色化」の中に組み入れるべき重要な視点である。
- あわせて、産業界の変動・変化と高等学校での学びを対応させていくことが必要である。

(3) 具体的な方策

- 各高等学校は、教育課程特例校制度の活用等により学校や地域の実態に照らして効果的に特色のあるカリキュラム編成を行う。
- また、学びの柔軟性を高めるために利用することが可能な様々な制度について理解を深めて活用するなど、校長等がリーダーシップを発揮しながら、公正で個別最適な学びと協働的な学びを実現する。
- 学校設置者は、校長等のリーダーシップを鍛えるための環境整備や十分にリーダーシップを発揮できる人事マネジメントを行う。

【国への要望】

- ◆ 教育課程特例校制度を推進する
- ◆ SSH 等の先進的な取組に対する財政支援を継続する
- ◆ 国として、履修要件の緩和や修得主義の推進が望ましいとの姿勢を明確化する
- ◆ 学校外学修の単位認定が可能となる範囲を拡大する
- ◆ 「みなし単位」として与えることのできる単位数の上限（36 単位）を撤廃する
- ◆ 教職員の確保、地域や大学等で活躍する人材の活用、学習空間や環境整備などに対する人的・財政的支援を充実する

2 高等学校の卒業時期及び修業年限の柔軟化について

(1) 現状

- 学校教育法により、高等学校の修業年限は、全日制の課程については3年、定時制の課程及び通信制の課程については3年以上とされている。
- 学校教育法施行規則 59 条（小学校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる）の規定は高等学校に準用する。
- 校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、学年の途中においても学期の区分に従い、入学（編入学を除く）を許可し並びに各学年の修了及び卒業を認めることができる。
- 校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たっては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、74 単位以上を修得した者について行われなければならない。
- 卒業までに履修させる各教科・科目及び「総合的な探究の時間」の単位数の合計は 74 単位以上でなければならない。
- 単位については、1 単位時間を 50 分とし、35 単位時間の授業を 1 単位として計算することを標準とする。
- 学校教育法 90 条により「当該大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを当該大学に入学させる」制度として、一部の大学において「飛び入学」が実施されている。その場合、高等学校の卒業が認められないまま大学へ入学する。
- 高等学校での単位認定にあたっては、履修することを前提としており、その上で履修内容を修得したとみなしている。
- 授業への出席等が著しく不足するなど履修要件が満たされない場合には「原級留置」の措置をとる場合がある。

(2) 目指すべき方向

『生徒の学習状況等による修業年限（学ぶ期間）の柔軟化』

- すべての生徒に基礎的な学力を習得させるためには、学習方法や内容と同様に学ぶ期間についても個別最適化すべきである。
- 小中学校については現行の4月入学、3月卒業のフレームはこのままとし、まずは議論の焦点を高等学校や大学にフォーカスすべきである。
- 高等学校や大学の秋卒業を増やすことにより、教育のグローバル化への対応がある程度可能になるため、小中学校との接続を鑑み、まずは高等学校の卒業時期の柔軟化を図り、その効果を見ながら、秋入学について検討する。
- 現在は、「修得」の要件として「履修」がある。
修得主義については、履修がなくても修得すればよいというところまで幅を持たせるか更なる議論が必要である。
- 修得主義は、例えば、学力が低い状況にある生徒たちが、自分の力を確実に伸ばしていけるよう、公正で個別最適な学びが担保された上での修得主義でなければならない。
- 授業への出席をもって履修を確認したとすればよいのかという問いに対し、平成31年度から、教育の質を保障するため「高校生のための学びの基礎診断」が導入された。新型コロナウイルス感染症の影響で、履修も修得も困難な状況が生じる中、両方をどのように解決していけばよいのかが、当面の社会的課題である。
- さらに、令和4年（2022年）から始まる新学習指導要領の中で、中学校までの学び直しの時間を高等学校で確保することになった。学び直しが必要な生徒に対して、修得・定着をさせようとする、修業年限が3年で収まるのかという課題が出てくる。全日制では、すべての生徒が3年で卒業することを前提に教育課程が組まれているが、生徒の学習状況等により適切な従業年限が保障されるような教育課程編成を可能とする仕組みも必要である。
- また、1年次は全日制、2年次は通信制で授業を受けるなど、全日制と通信制・定時制の部分的な乗り入れが可能となるような仕組みを検討することも考えられる。
- これからの教育は、自分の個性と適性をマッチさせるための寄り道や回り道も認めていくことが重要である。
- 一人ひとりの子どもに得手、不得手があり、個性や能力の違いがある中、学び合い、助け合い、支え合いが非常に重要である。また、高校生以上になれば、すべての教科をまんべんなくではなく、自分の得意・不得意を見極め、得意な部分を伸ばしていくことも必要である。

(3) 具体的な方策

【国への要望】

- ◆ 生徒の学習状況等により適切な修業年限を保障するため、高等学校の修業年限をすべての課程について「三年以上」とするよう学校教育法を改正する

3 大学の入学時期及び企業等の採用時期の柔軟化について

(1) 現状

大学等への入学

- 文部科学省学校基本調査によると、平成31年3月卒業の高校生の進路状況は、大学・短大進学率:54.8%、専修学校(専門課程)進学率:16.3%、就職率:17.6%である。
- 学校教育法により、大学の修業年限は4年、医学等を履修する課程については6年、短大の修業年限は2若しくは3年である。
- 大学は、3年以上在学したものが、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、その卒業を認めることができる。(大学の早期卒業制度)
- 大学・短大の学年の始期及び終期は、学長が定める。

企業等の採用

- 高校生の就職活動は、全国高等学校長協会、主要経済団体(一般社団法人経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体連合会)、国(文部科学省、厚生労働省)の三者による高校生就職問題検討会議により、採用選考期日、採用選考方法等について申し合わせを行い、都道府県ごとの状況に応じて実施している。
- 令和3年3月卒業予定の高校生については、上記の三者協議により、当初は、推薦開始日を令和2年9月5日以降、選考開始期日を令和2年9月16日以降としていたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、推薦開始日を10月5日以降、選考開始期日を10月16日以降とするなど、日程を約1か月間遅らせる措置をとっている。
- 各社の就職選考にあたっては、選考開始日から一定期間に限り、一人の生徒が応募できる企業を一社として学校推薦をする、いわゆる「一人一社制」がとられている。

Ⅵ資料編 P38【大学の修業年限・卒業時期・入学資格等】

(2) 目指すべき方向性

『大学入学時期の柔軟化(4月入学に加え、秋季入学を拡大)』

- 生徒の多様化、教育のグローバル化に対応するためには、高等学校以下の学事歴を変えるのではなく、まずは大学の入り口を柔軟化し、始業時期が9月ではない国にも対応できるよう、4月にも秋季にも入学できる状況にすることが望ましい。
- 大学については、特に制度改正は必要なく、現行でも学長の判断で春も秋も入学ができるため、春以外の入学割合をどのように増やしていくかが課題である。

- 現状では、大学の秋入学者は留学生や帰国子女がほとんどであり、秋の一般入試は実施していない。入学時期を柔軟化した場合、大学側は複数回の入試の負担が生じるため、そうした負担への対応も必要となる。
- 一般入試枠を秋に増やすことは難しいかもしれないが、総合型選抜が増えてきており、これを利用することは1つの対応策である。
- また、高校を卒業したらすぐに大学へ行くのが当たり前という「単線型」ではなく、大学側がギャップタームの期間を意識し、入学者選抜において「ギャップターム経験者枠」をつくるなど、「複線型」の対応も必要である。

《大学関係団体の意見（抜粋）》

（一社）国立大学協会

- 国立大学では学部段階で 57%、大学院段階で 91%の大学が4月以外の入学制度を運用している。学生の国際的な流動化や高校卒業から大学入学までのギャップタームの有効活用の面から、入学時期の柔軟化については前向きに対応したい。
- 秋入学とした場合に考えられる課題としては、学生の経済負担や大学の会計年度が2年度にまたがることなどがある。
- コロナ禍でオンライン化が進んだことにより、入学・卒業はいつでもよいのではないかという感覚が育ってきた。世界的に様々な時期に入学や卒業を可能にする動きがある。
- 高等学校の卒業時期の柔軟化は、大学としては歓迎だが、高等学校卒業生は、大学、専門学校への進学者ばかりではない。産業界への働き掛けも必要。

日本私立大学団体連合会

- 9月入学導入については、これまでも議論があったが、高大接続や就職など社会構造全体の中での教育改革の視点で合意を得る土壌が熟成していなかった。
- 既に各大学は、春・秋入学併用の複線経路の入学・卒業形態、国際化に重点を置いた学部・大学院やコースの設置、セメスター制※、4学期制の導入など多様な改革を進めている。
※1年を春と秋の2学期に分け、履修登録から単位認定までを学期ごとに完結させる制度
- 大学は、一律の9月入学を導入しなくても、学事暦を柔軟に設定するという自由度の中で対応できる。
- 国際競争力維持の観点からいえば、入学時期の半年の前倒しを検討することも必要。
- 経営体としての私立大学の立場では、9月入学は半年間休業要請を受けたに等しい状態とも言えるので、国の支援策とセットで考えてもらいたい。

『企業・官公庁等の通年採用拡大』

- 高校生がもっと社会を見て、自分が何をしたいか知る機会をつくることも必要である。

《経済関係団体の意見（抜粋）》

（一社）日本経済団体連合会

- 企業としては新卒一括採用に加えて、すでに採用の多様化・複線化を進めている。大学側で秋卒業の動きが高まるのであれば、企業も通年採用やジョブ型採用をさらに推進するなど、積極的に対応したい。
- Society5.0 社会を見据え、産学協議会では、データ分析力や数理的な解析能力など数学や統計学の重要性について議論している。現状では、大学受験のための文理選択後、文系の高校生は数学や物理を学ばなくなってしまうと言われている。これからの社会で必要とされる資質・能力を育成するためには、高等学校で理系の基礎をしっかりと学ぶとともに、大学の個別入試では、文系・理系を問わず、数学や記述式問題を実施することが必要ではないかと考えている。

日本商工会議所

- 高等学校の卒業時期が柔軟化されると、企業の採用選考活動も年2回以上となる。マンパワーや資金などの経営資源が十分でない中小企業には大きな負担。通年採用は、高校生の就職活動の早期化・長期化による学業への影響も考えられる。
- 学校現場だけでなく社会全体で教育再生に取り組むことが必要であり、地域の魅力を教えつつ学生の職業観を醸成し、地元学生の地元企業への就職を促進することが必要と考えている。
- 秋入学に関しては学校制度そのものだけでなく、企業、地域、日本、世界の発展のために必要な人材をどう育てていくか、どのような教育システムが望ましいかということを俯瞰的・網羅的にご議論いただきたい。

（3）具体的な方策

- 企業に、通年採用とともに、高校生のインターンシップの拡大を要請する。
- 高校生がインターンシップやギャップタームを利用し、地元企業と協働して探究的な学びを深めたり、その後の就職活動につなげたりできる仕組みを検討する。

【国への要望】

- ◆ 社会全体で、時代や社会情勢の変化を踏まえた教育改革の視点から、高大接続や企業等の雇用制度について考えるとともに、大学の秋季入学の拡大や企業・官公庁等の通年採用拡大を推進する

4 学校間連携の促進について

(1) 現状

- 校長が教育上有益と認めるときは、他の高等学校又は中等教育学校後期課程において、一部の単位を履修し、単位として認定し、卒業に必要な単位数に加えることができる。
- 高等学校間での連携だけでなく、大学、高等専門学校又は専修学校高等課程若しくは専門課程等における学修を当該生徒の在学する高等学校における科目履修とみなして、単位を認定することができる。
- 高校生が履修した大学の授業科目を高校での単位として認定すること、また、大学の科目等履修生として受講した授業科目を大学入学後に単位として認定できる。
- 上記制度を利用し、大学の卒業要件である単位を早期に修得することにより、大学の早期卒業も可能となる。
- スーパーサイエンスハイスクール (SSH) やワールドワイドラーニング (WWL) コンソーシアム構築支援事業等の国の指定校制度を通じて、高校生が大学の教育内容に触れることができるような高大連携も可能である。

資料編 P35【単位認定等】 P44【文部科学省資料】

(2) 目指すべき方向

『学校間のシェアとコラボレーション』

- 学びの多様性に応えるためには、複数の都道府県で協力して必要なリソースを確保したり、それをシェアしたりすることが有効である。
- 地方創生の観点から、都会と地方の高校生が一緒に学ぶなど多様な組み合わせを創出することも重要である。
- これからの高校生には、自ら学びの計画をたて、実行していくとともに、他者と助け合い、協働的に学んでいく力を身に付けることが望まれるが、こうした学びのツールとしてオンラインは有効に活用できる。
- 大学等が、大学教育の先取履修を単位認定する仕組みを構築し、大学入学後の単位付与や入学者選抜の材料とするなど、高大連携の取組を一層進めることが望ましい。
- 例えば高校3年生から大学の単位の先取履修を奨励することにより、大学の早期卒業につなげることができる。
- また、大学間のコンソーシアム形成を進めることにより、大学間での単位互換も一層促進される。
- 高大接続の好事例を積極的に共有するとともに、モデル事業による取組の推進や事例の拡大が必要である。

(3) 具体的な方策

- 都道府県内や県境・国境を越えた高等学校間のネットワーク化を進める。
- 外部の専門家による遠隔授業や他校の生徒と協働して学習に取り組む機会の創出など、学習活動の質を高めるためのICT活用を進める。
- 特に同一設置者の学校間（県立高等学校と県立大学など）においては、高大連携のベストプラクティスを先行的に進めることを検討する。

【国への要望】

- ◆ 学校間連携による多様なプログラムの提供や必要なリソースのシェア促進のため、国のモデル事業による取組の推進や成果の全国展開を図る
- ◆ 国の主導により、全ての大学等において「大学教育の先取履修を単位認定する仕組み」を構築するなど高大連携を一層促進する。

5 「オンライン教育」と「対面指導」のベストミックスについて

(1) 現状

- 高等学校では、平成27年4月から、「多様なメディアを高度に利用」し「多様な情報を一体的に扱う」もので、「同時かつ双方向に」行われ、「対面による授業に相当する教育効果を有すると認められる」遠隔授業を履修させることが可能である。
- オンライン教育（遠隔授業）を教育課程上に位置付けるためには、
 - ・同時に授業を受ける生徒数は40人以下とする
 - ・配信側は受信側の高等学校の身分を有し、学校種や教科等に応じた免許状を有する
 - ・受信側に原則として教員を配置する
 - ・単位認定等の評価は配信側教員が行う
 - ・遠隔授業を行う教科・科目等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行う
 - ・36単位を上限とする等の制約がある。
- 文部科学省は、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴う同時双方向型のオンライン指導については、教育課程の実施に支障が生じる事態に備えるための特例的な措置として上記制度に依らずに実施することを通知している。

(R2.4.10付2文科初第87号文部科学省初等中等教育長通知)

(2) 目指すべき方向

『科学的エビデンスに基づいた政策決定』

- 本研究会で、ICTを活用した教育・オンライン教育の効果検証の第一弾として、ICTの活用により、学習時間や内容にどのような変化があるかを検証する。
⇒詳細は「IV ICTを活用した教育・オンライン教育に係る効果検証」を参照
- 将来的には、双方向のオンライン授業や教科学習以外でのICT活用についてもその効果を検証する必要がある。
- 学校現場では、コロナ禍を契機としてICTを活用した教育やオンライン教育が普及しつつあるが、誰にどのようなオンライン教育を行えば効果があるかを明らかにするなど、ターゲットを明確にするとともに、どのような組み合わせがオンライン教育と対面指導のベストミックスなのか等について、科学的に検証しながら、ハイブリット化を進めるべきである。
- 地方自治体と大学がコンソーシアムを形成するなど、連携して研究する場が必要である。
- なお、教育に関わらず、様々な政策決定にあたっては、科学的エビデンスやデータに基づく意思決定を行うべきである。

『日常的なICTの活用促進』

- 世界的に、「生徒同士のオンラインを活用したコミュニケーションがうまくいくと精神的なストレスの改善につながる」という観点から、オンライン活用が重要であるという論点提起がなされている。
- オンライン教育の前提として、高等学校においても、義務教育と同様に1人1台端末の整備が必須である。高校生の場合は、大学や企業など実戦で使う直前なので、仕事や研究に耐え得るスペックが求められる。
- 公費による整備、BYODのどちらを進めるにしても公的な財政支援は必要である。
- GIGAスクール構想により1人1台端末の整備が進められているが、端末の通信費については、国として、18歳以下の子どもがいる世帯の通信費の値下げを通信事業者に要請したり、生活困窮世帯に対する公的補助を継続するなど、必要な施策を講ずるべきである。
- 全国知事会デジタル社会推進本部からも、5Gの全国展開及びその利活用促進のための技術的・財政的支援の拡充を国に提言しているところであり、すべての生徒が、オンライン教育などデジタル化の恩恵を享受できるよう、国は支援を充実すべきである。

(3) 具体的な方策

- 本研究会の検証をきっかけとして、きめ細やかな学校現場の実態把握や科学的エビデンスに基づくICT教育施策の企画立案を行う。

【国への要望】

- ◆ 各学校の創意工夫や状況に応じてオンライン教育の取組が進められるよう、遠隔授業における様々な要件の緩和や見直しを行う
- ◆ 国において、大学等と連携し、ICTを活用した教育・オンライン教育の効果測定や検証に取り組み、科学的エビデンスを得る
- ◆ ナショナルミニマムの観点から、生活困窮家庭の端末購入費や通信費に対する支援を継続的に行う
- ◆ 通信事業者に対する18歳以下の子どもがいる世帯の通信費の値下げを要請する

IV ICTを活用した教育・オンライン教育に係る効果検証

本研究会で「科学的エビデンスに基づいた政策決定」の必要性を議論する中、研究会として、ICTの活用やオンライン教育の効果検証を行うことが提案され、本研究会の委員である慶應義塾大学 中室牧子教授及び同研究室のもと、AIドリル活用やアンケート調査等学校の協力を得て効果検証を実施した。その概要は以下のとおりである。

本効果検証で得られた結果は、全国知事会、47都道府県において今後の施策に役立てるとともに、国においてもICTを活用した教育・オンライン教育の効果測定や検証に取り組み、科学的エビデンスを得られたい。

1 ICTを活用した学び

(1) 実施期間・内容等

- 令和2年(2020年)12月～令和3年(2021年)2月
- 数学の授業で、AIドリル「キュビナ」を利用するクラスと利用しないクラスを分け、ICTとAIドリルの利用が学力向上に資するかを検証
(宮城県、長野県、三重県、宮崎県、熊本市の8校)

(2) 検証結果等

- AIドリル利用クラスの方が学力テストのスコアが高い。
⇒ ICTとAIドリルの導入は、生徒の数学の学力を高める効果があった。

AIドリル「キュビナ」 (株)コンパスが開発した、AIが生徒一人ひとりの習熟度に合わせて最適な問題を出題するAI型教材。アダプティブラーニングによる知識・技能の習得を支援。2018年度から3年連続で経済産業省「未来の教室」実証事業に採択。「日本e-learning大賞経済産業大臣賞」「グッドデザイン賞」を受賞。

- 効果は特に就学支援金受給世帯の生徒に大きい。
⇒ICTとAIドリルの利用は、家庭の社会経済状況等による学力格差の是正に対して有効である可能性がある。
- 利用クラスの生徒は「良い学習環境に身を置くことで勉強が身につく」というように学習観の変化が見られ、「環境志向」が統計的に優位に上昇する。
⇒生徒が「勉強のしやすさ」「先生の教え方」に重点を置くようになったと解釈することができる。

2 臨時休業中、学校再開後のICT活用状況

(1) 実施期間・内容等

- 令和2年(2020年)12月～令和3年(2021年)2月
- 全国一斉臨時休業中(R2.2～)と学校再開後の状況についてアンケート調査を実施(宮城県、長野県、三重県、滋賀県、岡山県、熊本県、宮崎県の408校)

(2) 検証結果等

- ICT環境がない生徒は、登校するか、環境がないまま学習する傾向がある。
⇒家庭のICT環境の格差が臨時休業中の学習状況の格差と関連する可能性がある。
- 学校再開後もICTの活用を続けている学校が半数以上を占める一方、ICT環境がない生徒に対する支援の多くは「紙媒体の配布」や「学校のPCルーム開放」となっており、臨時休業中と同様の状況が続いている学校が多い可能性がある。

検証結果の詳細は別冊「ICTとAIドリルを用いた学力への効果検証」参照